

# 復興支援新技術開発助成 2015

## 〈募集要項〉

平成 27 年 5 月  
公益財団法人 新技術開発財団

### 1. はじめに

平成 23 年の東日本大震災により被害を受けられました皆様に心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興と皆様のご健康を心よりお祈り申し上げます。

被災地域の復興の遅れは、国内産業の競争力低下や海外移転による産業の空洞化につながる恐れが強いと懸念されます。震災からの復興には、被災地域のモノ作りに携わる中小企業の技術開発、製品開発に対する支援が必要との認識から、当財団では、震災からの復興を目指す中小企業の皆様のお力になれるよう、2011 年度より従来の新技術開発助成事業に加えて特別に助成金を用意して被災中小企業向けの復興支援新技術開発助成を行っており、2015 年度も以下の要項に沿って実施いたします。

### 2. 助成対象

#### 被災中小企業の要件

- (1) 資本金 3 億円以下または従業員 300 名以下で、自ら技術開発する会社であること
  - (2) 大企業（資本金 3 億円超、かつ従業員 300 名超）及び上場企業でないこと
  - (3) 大企業（資本金 3 億円超、かつ従業員 300 名超）及び上場企業の関係会社でないこと
  - (4) 独自技術を有し、復興に取り組もうとしている会社(\*)であること
  - (5) 被災地域(\*\*)に事業所があり、震災で申請技術にかかわる開発拠点、設備・機器、材料等が被害を受けたり、開発計画に影響があった会社であること
- (\*) 独自技術を有し、復興に取り組もうとしている会社とは、自社の技術に対し認定や表彰を受けた会社、公的機関からの助成や支援を受けた会社、または、前記の経験はないが自社の独自技術を生かして復興に取り組もうとしている会社。（申請書記入要領 1 頁及び 2 頁 1.3 項参照）
- (\*\*) 被災地域とは、「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域です（表 2 を参照）。

#### 開発技術の要件

- (1) 独創的な国産の技術であり、本技術開発に係わる基本技術の知的財産権が特許出願等により主張されていること
- (2) 開発段階が実用化を目的にした開発試作であること。すなわち、“原理確認のための試作”や“商品設計段階の試作”は対象外
- (3) 実用化の見込みがある技術であること
- (4) 開発予定期間が原則として 1 年以内であること
- (5) その技術の実用化で経済的効果が大きく期待できること
- (6) 自社のみの利益に止まらず、産業の発展や公共の利益に寄与すること
- (7) 開発予定期間中、同じ技術開発内容で他機関からの助成を受けていないこと

## 助成対象外

- (1) 医薬品およびソフトウェア製品の实用化開発
- (2) 国の承認審査のために必要な臨床試験段階の開発
- (3) 研究段階、商品設計段階、量産化段階の技術開発

## 3. 助成金

- (1) 助成金の対象となるのは、本開発試作に直接必要な費用（ただし、社内人件費は原則助成対象外です。詳細は記入要領参照。）で、助成期間（P5の※1参照）中に発注し、期間中に支払いが終了するものに限りです。

開発試作費に含めることができる助成対象費目は表1を参照のこと。

- (2) 試作費合計額の2/3以下で2,000万円を限度として助成します。
- (3) 本助成は融資ではありません。助成金は助成開始時に行う助成金贈呈式で贈呈いたします。
- (4) 助成金の受取り、管理のための専用口座を開設していただきます。

※中間報告および完了報告で経費実績を報告していただきます。

※契約通り実施されなかった場合や助成金が余った場合は返還していただきます。

## 4. 募集

- (1) 募集案内

本年5月に、関係機関に案内をする他、当財団ホームページ等に募集案内を掲載します。申請書様式など申請関連書類は当財団のホームページからダウンロードしてご利用ください。

- (2) 受付期間

申請には、申請者の基本情報をWeb登録するとともに、申請書類一式の提出が必要です。いずれも下記受付期間内に行ってください。

平成27年7月1日～7月20日（締切日消印有効）

## 5. 「新技術開発助成2015 申請書」の作成

以下の手順、要領で、申請用資料を作成してください。

- ① 申請関連様式のダウンロード

当財団のインターネットホームページから「申請書等ダウンロード」にアクセスし、「申請書<本編>」と「申請書類チェックシート」をダウンロードする。

- ②申請書<本編>の作成

ダウンロードした様式に従って「申請書<本編>」を作成する。

- ③基本情報の入力

Web登録をするために、「申請書等ダウンロード」のページからマイページを取得し、基本情報を入力し保存する。

注1：Web登録方法の詳細はホームページの当該画面の指示に従ってください。

注2：取得したマイページ上からも、「申請書<本編>」と「申請書類チェックシート」をダウンロードできます。

- ④「申請書<本編>」のアップロードと登録

上記②で作成した「申請書<本編>」と、上記③で入力した「基本情報」を確認した上で、「申請書<本編>」をマイページ上からアップロードし、最後に「登録」ボタンをクリックする。

注3：アップロードするファイルの形式はPDF 或いは Word です。

注4：「登録」ボタンをクリックした後は、基本情報の修正やアップロードしたファイルの変更はできませんので注意してください。

#### ⑤「新技術開発助成2015 申請書」の作成

上記④でアップロードした「申請書<本編>」を2部印刷する。

Web上の「基本情報」を2部印刷し、2部とも社印と社長印を押印し、「申請書<本編>」の表紙にする。

※これで「新技術開発助成2015 申請書」（基本情報+申請書<本編>）が2部完成です。

## 6. 申請書類の提出

申請にあたっては、上記のようにマイページ上に「基本情報」を入力し「申請書<本編>」をアップロードし、「登録」することでWeb登録を完了するとともに、以下のように、申請書類一式の提出が必要です。

注1：マイページ上の「登録」は書類提出の前におこなってください。

注2：申請書類一式を受理することで正式申請とします。

（マイページ上のWeb登録だけでは申請したことになりませんので注意してください）

提出していただく申請書類は、下記の順に整理し、(1)は1枚、(2)～(13)を1セットとし、2セットを提出してください。

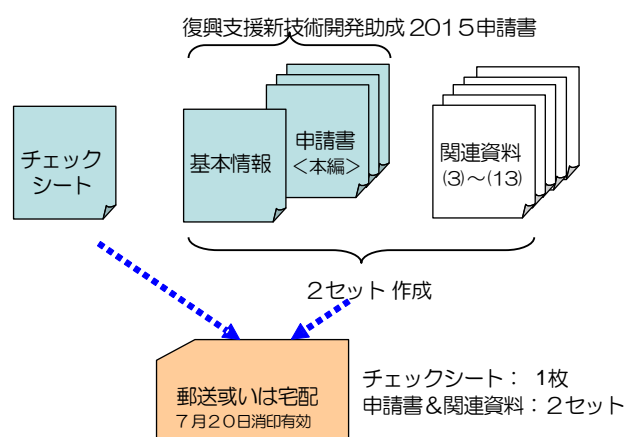
提出された書類は返却いたしかねますので、あらかじめご了承ください。社外秘のものは提出しないでください。書類サイズはA4サイズに統一し、ホチキス止めはしないでください。必要によりクリップ留めしてください。以下の書類のうち、(3)以降はコピーで可。

- (1) 申請書類チェックシート（当財団所定の様式のもの。担当印の押印が必要）
- (2) 新技術開発助成申請書  
（1ページ目はWeb上の基本情報を印刷したもので、社印、社長印の押印が必要）  
（2ページ目以降は当財団所定の様式の「申請書<本編>」。各項目で余白が目立つ場合は、改行の削除などで体裁を整えてください）
- (3) 申請書の補足説明資料
- (4) 特許公報または出願書類
- (5) 参考資料（参考文献、新聞記事、カタログ、等）
- (6) 見積書（項目の合計が50万円以上のもの、市販品の場合は価格表示のあるカタログ等）
- (7) 申請会社の概要、会社経歴書
- (8) 申請会社の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (9) 直近3期の決算報告書
- (10) 直近決算期末の金融機関の残高証明書
- (11) 直近の税務申告書（別表1（1）のみで可）

(12)申請者（社長）および開発責任者の履歴書

(13)説明場所案内図（訪問し実地調査をする場合があります。）

<提出書類の構成>



申請書類一式の送付方法は速達郵便または宅配便で、受付期間内の消印有効です。

## 7. 審査および結果の通知

当財団に設けた審査委員会において、慎重かつ厳正に審査し、理事会において決定されます。審査結果は、平成27年10月下旬頃に文書により通知いたします。なお、審査の経過や内容に関する問い合わせには一切応じることはできません。

## 8. 発表

採択された助成先に関しては、通知時期に合わせて、当財団ホームページに掲載します。

## 9. 助成金の贈呈

平成27年11月中旬に、助成金贈呈式を予定しています。

## 10. 助成対象者の義務等

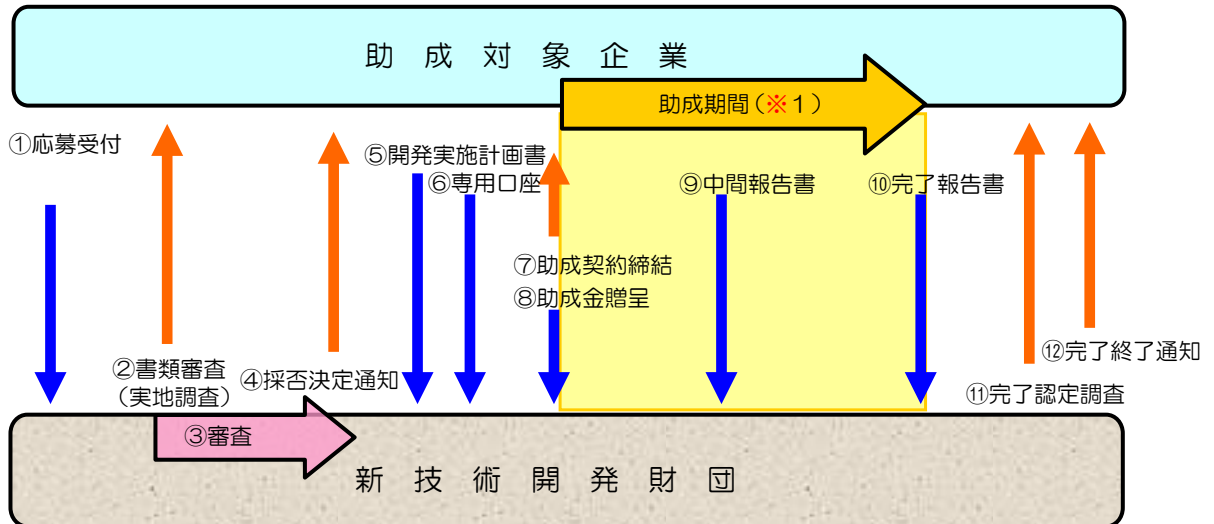
- (1) 申請が採択されると、助成対象者と当財団とで「助成契約書」を締結します。
- (2) 助成金の交付にあたり、助成金専用口座を開設していただきます。
- (3) 開発途中で中間報告書（経費実績明細を含む）を、完了時には完了報告書（経費実績明細を含む）を提出していただきます。
- (4) 開発成果物（知財含む）は助成対象者に帰属します。

## 11. 個人情報の取り扱い

- (1) 利用目的：提出書類に含まれる個人情報は、審査及び審査結果のご通知のために使用します。
- (2) 第三者への提供：助成が採択された場合は助成対象の会社名、代表者名、技術開発の題名と概要を公表します。

## 1 2. 復興支援新技術開発助成 2015 の仕組み

以下の図のステップ（○数字）で進めていきます。



※1：助成期間とは、助成金贈呈日から完了報告書提出日までの期間です。

<補足>

- (1) ④で採択された場合は決定した助成金額も併せて通知します。（助成金額は申請額よりも減額される場合があります）
- (2) ⑤の開発実施計画書は申請書の内容とほとんど同じですが、特に開発に関わる内容を更新して新たに作成していただきます。
- (3) ⑥の専用口座は採択通知後速やかに開設してください。
- (4) ⑦と⑧では助成契約を締結するとともに助成金を贈呈します。
- (5) ⑨、⑩のように、開発の途中で中間報告書（経費実績を含む）を、完了時には完了報告書（経費実績を含む）を提出していただきます。

\*\*\*\*\*

### ■申請書提出先、問合せ先

公益財団法人 新技術開発財団  
 〒143-0021 東京都大田区北馬込1-26-10  
 電話(03)3775-2021  
 FAX(03)3775-2020  
<http://www.sgkz.or.jp/>  
 E-mailでの問合せは、[zaidan-mado@sgkz.or.jp](mailto:zaidan-mado@sgkz.or.jp) ^

\*\*\*\*\*

【表1】助成対象費目一覧

費目	内容
原材料・部品費	実用化開発の実施に直接使用し消費される原料、材料、部品の購入費
機械装置・治具工具費	<p>実用化開発に必要な機械装置のリース、レンタル、購入費(※)</p> <p>実用化開発に必要な機械装置を自社で設計し製作するのに必要な経費</p> <p>実用化開発に使用する自社保有機械装置の改良、修繕費</p> <p>実用化開発に必要な計測装置のリース、レンタル、購入費(※)、修繕費</p> <p>実用化開発に必要な治具の製作費</p> <p>(※)ただし、助成期間のリース料相当額が助成対象です。</p>
外部委託費	自社内では不可能な実用化開発の一部（加工、設計、評価、分析等）を、外部事業者等に外注する場合の委託費
研究開発委託費	新規材料・部品・計測法等の実用化開発において、大学・公設試等に研究開発を委託する場合の経費（ただし、当該実用化開発テーマ申請時には、研究開発委託契約内容が合意または契約締結され、委託費に対する対価が明確になっている必要がある）
助成対象となる社内人件費	<p>① 試作装置・システムの制御プログラム開発を自社社員が実施した場合、実用化開発試作費総額の20%以下を助成対象とする</p> <p>② 自社社員が実施した設計、加工、組立調整の各直接人件費の合計が、実用化開発試作費総額の5%以下を助成対象とする</p> <p>ただし、①、②とも当財団新技術開発助成審査委員会が認めた場合に限る</p>

完了時の経費報告の際に、証憑類（請求書、納品書、領収書、勤務記録簿等）のコピー提出が必要です。

なお、交通費、会議費、通信費、印刷費、技術導入費、技術調査費、家賃、光熱水道費、特許出願費用、上記以外の社内人件費、等は助成対象外です。

【表2】「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に定める特定被災区域その他政令で定める地域（H24.2.22改正版）

青森県	八戸市 上北郡おいらせ町 三沢市 三戸郡階上町
岩手県	全域
宮城県	全域
福島県	全域
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 東茨城郡茨城町 同郡大洗町 同郡城里町 那珂郡東海村 久慈郡大子町 稲敷郡美浦村 同郡阿見町 同郡河内町 北相馬郡利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 芳賀郡益子町 同郡茂木町 同郡市貝町 同郡芳賀町 塩谷郡高根沢町 那須郡那須町 同郡那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 旭市 習志野市 柏市 我孫子市 浦安市 匝瑳市 香取市 山武市 山武郡大網白里町 同郡九十九里町 同郡横芝光町 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 八千代市 印西市 富里市 印旛郡酒々井町 同郡栄町 香取郡神崎町 同郡多古町 同郡東庄町 長生郡白子町
新潟県	十日町市 上越市 中魚沼郡津南町
長野県	下水内郡栄村